○経済産業省
環境省告示第十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年三月八日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年三月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－4	クローネ BIG M 420	株式会社エスピーエム	北海道釧路郡釧路町曙1丁目1番地9

○経済産業省
環境省告示第十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年三月八日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年三月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－5	CASE IH Magnum 340	インタートラクターサービス株式会社	北海道帯広市西23条北1丁目5番1号

○経済産業省
環境省告示第二十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年三月八日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年三月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－712	筑豊製作所 CM E03－001	株式会社筑豊製作所	福岡県嘉穂郡新宮町大字的野字香ノ木741番地1

○経済産業省
環境省告示第二十一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年三月八日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年三月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－713	CLAAS 2204	国際農機株式会社	北海道札幌市手稲区曙2条4丁目4番15号
NS－714	CLAAS 2224	〃	〃

○国土交通省告示第三百三十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十八日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
北陸自動車道　上越市大潟区蜘ケ池字観音山外一八二六番二　平成二十四年三月二十八日十五時

○国土交通省告示第三百三十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示（平成十二年運輸省告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

第一項中「又は法第三十四条第一項の計器飛行証明」を「、法第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明」に改め、「養成施設」の下に「（以下「指定航空従事者養成施設」という。）」を、「修了した者」の下に「（第五項の規定に該当する者を除く。）」を加える。

第二項中「又は法第三十四条第一項の計器飛行証明」を「、法第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明」に、「法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設」を「指定航空従事者養成施設」に改める。

第三項中「法施行規則」を「航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号。以下「規則」という。）」に、「法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者養成施設」を「指定航空従事者養成施設」に改める。

4　准定期運送用操縦士の資格についての法第二十二条の技能証明又は法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、継続的な評価によりその教育の内容及び方法が適切に行われていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。

5　次の各号に掲げる指定航空従事者養成施設の課程であって、当該課程の教育の種類及び科目に係る教育時間又は回数が適切であると国土交通大臣が認めたものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。

一　規則第六十四条の二の規定により条件が付された操縦教育証明についての課程

二　法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める課程であって、類似する型式についての技能証明を有している者を対象とするもの

別表一第一欄中「又は計器飛行証明」を「、計器飛行証明又は操縦教育証明」に改め、同表自家用操縦士の資格に係る技能証明の項第五欄中「四十時間」を「三十五時間」に改め、同表計器飛行証明の項の次に次のように加える。

操縦教育証明	飛行機又は回転翼航空機	学科教育	一　操縦教育の実施要領 二　危険及び事故の防止法 三　救急法	四十時間
		実技教育	一　操縦の教育の要領及び模範実技（事業用操縦士の資格についての技能証明に係る実地試験の科目に関するもの）	二十五時間
	滑空機	学科教育	一　飛行機又は回転翼航空機の項学科教育の項の科目	四十時間
		実技教育	一　飛行機又は回転翼航空機の項実技教育の項の科目	十時間（十回以上の滑空による着陸を含む。）